## 令和3年第11回農業委員会総会会議録

令和3年第11回船橋市農業委員会総会を11月5日午後3時船橋市役所7階705会議室に招集する。

## 出席委員(14人)

小川 晃 菊池 眞夫 織戸 孝 神山 茂樹 湯浅 清春 石山 幸男 髙橋 光一

土橋 博之 藤城 孝義 石井 俊郎 齋藤 教子 豊田 豊 金子 一雄 岡庭 一美

農地利用最適化推進委員(2人)

武藤 英夫 石神 啓二

議長
それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第11回農業委員会総会を開催いたします。

事務局、傍聴者はおりますか。ある場合は、傍聴者の入室を許可します。

局長 傍聴人はおりません。

議長
それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長
それでは、指名いたします。

5番、湯浅清春委員と、10番、石井俊郎委員の両名にお願いいたします。

それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い審議に入ります。

局長。

局長 農地法第3条許可申請について、議案第1号の1、2を上程いたします。

議長本議案につきまして、菊池審査班長の報告を求めます。

菊池審杳班長

それでは、今月1日、藤城孝義委員、武藤英夫推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書2ページ、地図1から4ページをご覧ください。

1号議案の1につきましては、東船橋に在住の譲受人が父から贈与により取得し、農業経営の安定を図るものです。

経営面積は約63アール、農業従事者は3名で、世帯従事日数は600日、農機具を一式保有しております。

議案書2ページ、地図5から6ページをご覧ください。

1号議案の2につきましては、三咲9丁目に在住の譲受人が父から贈与により取得し、農業経営の安定を図るものです。

経営面積は約241アール、農業従事者は5名で、世帯従事日数は930日、農機具を一式保有しております。

以上、2議案につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、許可すべきものと思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第3条許可申請について、議案第1号の3から4を上程いたします。

議長

本議案につきまして、菊池審査班長の報告を求めます。

菊池審查班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書2ページ、地図7から9ページをご覧ください。

1号議案の3につきましては、夏見2丁目に在住の譲受人が父から贈与により取得し、農業経営の安定を図るものです。

経営面積は約53アール、農業従事者は4名で、世帯従事日数は180日、農機具を一式保有しております。

議案書2ページ、地図10から11ページをご覧ください。

1号議案の4につきましては、東町に在住の譲受人が父から贈与により取得し、農業経営の安定を図るものです。

経営面積は約100アール、農業従事者は4名で、世帯従事日数は950日、農機具を一式保有しております。

以上、2議案につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、許可すべきものと思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第3条許可申請について、議案第1号の5、6を上程いたします。

議長

本議案につきまして、菊池審査班長の報告を求めます。

菊池審査班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書2から3ページ、地図12から14ページをご覧ください。

1号議案の5から6につきましては、関連議案でありますので、一括して説明いたします。

1号議案の5から6につきましては、高根町に在住の譲受人が隣接地をそれぞれ売買により取得し、農業経営の拡大を図るものです。

経営面積は約165アール、農業従事者は4名で、世帯従事日数は850日、農機具を一式保有しております。

以上、2議案につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、許可すべきものと思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第3条許可申請について、議案第1号の7を上程いたします。

議長

本議案につきまして、髙橋審査班長の報告を求めます。

髙橋審査班長

それでは、今月1日、神山茂樹委員、石神啓二推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図15から16ページをご覧ください。

1号議案の7につきましては、二和東1丁目に在住の譲受人が父及び義理の父からの贈与により持分を2分の1ずつ取得し、農業経営の安定を図るものです。

経営面積は約126アールで、農業従事者は5名、世帯従事日数は1,295日、農機具を一式保有しております。

以上、本議案につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、許可すべきものと思 われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可とすることに決しました。

局長。

局長

議長

髙橋審査班長

農地法第4条許可申請について、議案第2号の1を上程いたします。

本議案につきまして、髙橋審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書4ページ、地図17から19ページをご覧ください。

2号議案につきましては、申請人が農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定をしている土地の一部を、経営するイチゴ農園 の来客用駐車場として一時転用するものです。

現地は畑で、隣接地は畑及び道路となっており、申請地は転圧整備し、防草シートを施工、雨水については防草シートによる自然 浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。

また、一時転用に関する同意が土地所有者から得られており、隣接農地所有者への説明も行われております。

資力についてですが、昨年同様の一時転用許可を得て駐車場にした際の資材等を再利用し、自らで施工するため費用は発生せず、 資力証明書類の提出は求めておりません。

信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については第1種農地と判断しますが、農地法施行令第4条第1項第1号イの「農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、例外的に許可できるものです。

なお、農地復元誓約書の添付がなされております。

以上、本議案につきましては、許可相当と思われます。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、質問がないようなので、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

議長

菊池審査班長

農地法第5条許可申請について、議案第3号の1から4を上程いたします。

本議案につきまして、菊池審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書5ページ、地図20から22ページをご覧ください。

3号議案の1につきましては、音楽活動を行う譲受人が当該地を取得し、所有する楽器類を積載したトレーラーハウスを保管する ための車両置場として整備するものです。

現地は田で、隣接地は田・畑及び用悪水路となっており、周囲は柵を施工、雨水は砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接 地等への被害発生のおそれはないものと思われます。

なお、隣接農地所有者には説明済みです。

資力については、融資証明書で確認済みです。

また、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集団的農地がおおむね10~クタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断いたします。

次に、議案書5ページ、地図23から25ページをご覧ください。

- 3号議案の2及び3につきましては、関連議案であることから一括説明いたします。
- 3号議案の2及び3につきましては、市内で不動産業を営む譲受人が現在借りている資材置場から退去するため、当該地を取得し、 資材置場用地として整備するものです。

現地は田で、隣接地は転用済みで造成工事中の田・用悪水路及び道路となっており、周囲はコンクリートブロックを施工、雨水は 砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。

なお、隣接に農地はありません。

資力については、残高証明書で確認済みです。

また、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集団的農地がおおむね10~クタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断いたします。

議案書5ページ、地図26から28ページをご覧ください。

3号議案の4につきましては、市内で電設工事業を営む譲受人が当該地を取得し、資材置場用地として整備するものです。

現地は畑で、隣接地は山林・宅地及び道路となっており、周囲はブロック及び法面を施工、雨水は砕石敷きによる自然浸透とする ことから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。

なお、隣接に農地はありません。

資力については、残高証明書で確認済みです。

また、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集団的農地がおおむね10~クタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、4議案につきましては、許可相当と思われます。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

齋藤委員。

1番について、車両置場用地として3台とありますが、22ページの利用計画図を見ますと、丸くなっている部分は回転するよう になっているのですか。

これはトレーラーを入れたり出したりする、その切り返しの部分ということです。

ほかにご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、採決いたします。

議長

齋藤委員

菊池審查班長

議長

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

農地法第5条許可申請について、議案第3号の5から6を上程いたします。

本件につきまして、髙橋審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書6ページ、地図29から31ページをご覧ください。

3号議案の5につきましては、市内で建設業を営む譲受人が当該地を取得し、資材置場用地として整備するものです。

現地は畑で、隣接地は畑・現況道路の畑・宅地及び道路となっており、周囲はブロック及びフェンスを施工、雨水は砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。

なお、隣接農地所有者には説明済みです。

資力については、残高証明書で確認済みです。

また、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集団的農地がおおむね10~クタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書6ページ、地図32から34ページをご覧ください。

3号議案の6につきましては、市内で建設業を営む譲受人が当該地を取得し、資材置場用地として整備するものです。

現地は登記地目が田の畑で、隣接地は田・水路及び用悪水路となっており、周囲は土留め鋼板を施工、雨水は砕石敷きによる自然 浸透とすることから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。

なお、隣接農地所有者には説明済みです。

資力については、残高証明書で確認済みです。

局長

議長

髙橋審査班長

また、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集団的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接しているこ とから、第2種農地と判断します。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われます。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。 議長

齋藤委員。

分かりました。

6番ですが、34ページの図を見ますと、十留め鋼板と土地の境の間がかなりあいていますけれども、これは土を盛って崩れない。 ようにということでこのぐらい空けてあるのでしょうか。

改めて土は盛りません。現地はすでにかさ上げしてあり、周囲の田と比べて1段高くなっています。法面があるため土留め鋼板と の間があいています。

ほかにご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

局長。

農地法第5条許可申請について、議案第3号の7から8を上程いたします。

議長 本議案につきまして、髙橋審査班長の報告を求めます。

議案書6ページ、地図35から37ページをご覧ください。

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

9

齋藤委員

髙橋審査班長

齋藤委員

議長

議長

局長

髙橋審査班長

3号議案の7につきましては、母と同居している譲受人が当該地を母から使用貸借により借受け、都市計画法第29条第1項第2 号により、農家住宅1棟を建築するものです。

現地は畑で、隣接地は畑・宅地及び道路となっており、周囲はコンクリートブロック及びネットフェンスを施工、雨水は浸透桝を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管に接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。

なお、隣接農地所有者は譲渡人です。

また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して理解した上で、当該地に居住する旨の約束書が 提出されております。

都市計画法の手続については、現在、申請中であります。

資力については、融資証明書にて確認済みです。

また、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集団的農地がおおむね10~クタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書6ページ、地図38から40ページをご覧ください。

3号議案の8につきましては、市外に在住の譲受人が当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、専用住宅1棟を建築するものです。

現地は畑で、隣接地は畑・宅地及び道路となっており、周囲はコンクリートブロックを施工、雨水は貯留槽を設置し、汚水・雑排 水は合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管に接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。

なお、隣接農地所有者には説明済みです。

また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して理解した上で、当該地に居住する旨の約束書が提出されております。

都市計画法の手続については、現在、申請中であります。

資力については、残高証明書及び融資証明書にて確認済みです。

また、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、三咲駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40%を超える区域に現地があるので、第2種農地と判断します。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われます。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

齋藤委員。

7番、8番両方お聞きしたいのですけれども、7番は譲受人外の方が、農家住宅を建てるということは、当然、譲受人は農業をやっていらっしゃるということでしょうか。それと8番は専用住宅ですが、農家住宅と専用住宅の違いをお願いいたします。

では、事務局、お願いします。

まず、農家住宅は、農業従事者にのみ建設が許される住宅であり、専用住宅は、一般の方が住まう住宅のことです。ですので、7の申請につきましては、譲受人は農業従事者として登録されております。農業従事日数と経営面積につきましては、農家住宅を建て得る基準を満たしております。また、農家住宅は農家世帯に1棟しか建てられないことになっております。

以上です。

分かりました。

ほかに質問等ございませんでしょうか。

なければ、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

議長

齋藤委員

議長

事務局

齋藤委員

局長

農地法第5条許可申請について、議案第3号の9から13を上程いたします。

議長

本議案につきまして、菊池審査班長の報告を求めます。

菊池審査班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書7から8ページ、地図41から43ページをご覧ください。

3号議案の9から13につきましては、関連議案であることから一括説明いたします。

3号議案の9から13につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地6棟として転用するものです。

現地は畑で、隣接地は畑・宅地・雑種地及び道路となっており、周囲はコンクリートブロックを施工、雨水は貯留施設を設置、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管に接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。

また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、特定建築条件付売買予定地であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。なお、隣接農地所有者への説明が行われており、都市計画法の手続については、現在、申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要となる金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がない ことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集団的農地がおおむね10~クタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断いたします。

以上、5議案につきましては、許可相当と思われます。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

農地法第5条許可申請について、議案第3号の14から17を上程いたします。

本議案につきまして、髙橋審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書8ページ、地図44から46ページをご覧ください。

3号議案の14から15につきましては、関連議案であることから一括説明いたします。

3号議案の14から15につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地19棟として転用するものです。

現地は畑で、隣接地は畑・宅地及び道路となっており、周囲はコンクリートブロックを施工、雨水は貯留槽を設置し、汚水・雑排 水は合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管に接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。

また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、特定建築条件付売買予定地であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。なお、隣接農地所有者への説明が行われており、都市計画法の手続については、現在、申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要となる金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がない ことを確認しています。

農地の区分については、現地が、水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に船橋市立大 穴北小学校と大島記念嬉泉病院の教育施設と医療施設があることから、第3種農地と判断します。

議案書8ページ、地図47から49ページをご覧ください。

局長

議長

髙橋審査班長

3号議案の16につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、 特定建築条件付売買予定地5棟として転用するものです。

現地は畑で、隣接地は畑・宅地及び道路となっており、周囲はコンクリートブロック及び型枠擁壁を施工、雨水は浸透貯留槽を設置、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管に接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。

また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、特定建築条件付売買予定地であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。なお、隣接農地所有者への説明が行われており、都市計画法の手続については、現在、申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要となる金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がない ことを確認しています。

農地の区分については、現地が水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に千葉県立船橋 二和高校とあすなろ保育園の教育施設と福祉施設があることから、第3種農地と判断します。

議案書9ページ、地図50から52ページをご覧ください。

3号議案の17につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、 建売分譲住宅9棟を建築するものです。

現地は畑で、隣接地は宅地・雑種地及び道路となっており、周囲はコンクリートブロックを施工、雨水は抑制施設で処理、汚水・ 雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管に接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われます。

また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関しては住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

なお、隣接に農地はありません。

また、都市計画法の手続については、現在、申請中であります。

資力については、残高証明書及び融資証明書で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。 農地の区分については、現地が水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に船橋二和病院 と二和ふれあいクリニックの医療施設があることから、第3種農地と判断します。

以上、4議案につきましては、許可相当と思われます。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

質問がないようなので、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、議案第4号を上程いたします。

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

議案第4号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについてでございます。議案書は10ページです。

本件につきましては、前貝塚町に在住の申請人の配偶者が令和3年2月に死亡したことにより、耕作地19筆、計1万7,875. 2平方メートルのうち、生産緑地である北本町の畑2筆、計3,269平方メートルについて、相続税の納税猶予を受ける適格者として証明願の申請がありました。

事務局が調査したところ、現地が農地として利用されており、申請人から、今後も引き続き農業経営を行うことを確認しました。したがいまして、申請人は相続税の納税猶予を受ける適格者であると思われます。

以上です。

ただいまの事務局説明に対し、ご意見等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

局長

議長

事務局

議長

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、相続税の納税猶予の適格者と認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、適格者と認定することに決しました。

局長。

局長

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、議案第5号を上程します。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案第5号は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いでございます。議案書は10ページです。

本件につきましては、東船橋に在住していた農業従事者が令和3年4月14日に死亡したことにより、当該土地所有者の法定相続人から、耕作地7筆、計7,179平方メートルのうち、生産緑地の指定を受けている東船橋の畑2筆、計2,340平方メートルについて、市長に買取り申出を行うため、証明願が提出されました。

事務局による事情聴取、従事日数等の確認を行った結果、買取り申出事由の生じた者が、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、農業の主たる従事者として認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、認定することに決しました。

局長。

局長

令和3年度第7次農用地利用集積計画について、議案第6号を上程いたします。

議長

それでは、本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案第6号につきましては、令和3年度第7次農用地利用集積計画についてでございます。議案書は11ページです。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない旨の規定がございます。このことにより、市長から農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

本件については、八木が谷2丁目の畑5筆、計9,224平方メートルに賃借権1年3か月を新規に設定するものです。

事務局において、借手の経営状況等を確認調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和3年度第7次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、承認することに決しました。

局長。

局長

都市農地の貸借の円滑化に関する法律による事業計画の決定について、議案第7号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案第7号につきましては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律による事業計画の決定についてでございます。議案書は11ページです。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定により、市は農業委員会の決定を経て、都市農地の賃借権等の設定に係る事業計画の認定をすることとされています。このため、市長から事業計画を認定するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

該当地は印内の畑1筆、1,748平方メートルに賃借権3年を設定するものです。

事務局において、事業計画について確認調査したところ、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項各号の要件を満たしており、事業計画を決定することが適当であると思われます。

以上です。

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

なければ、採決いたします。

本議案につきまして、都市農地の貸借の円滑化に関する法律による事業計画として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、承認することに決しました。

続いて、事務局より報告がございます。

それでは、報告させていただきます。

報告事項(1)、農地法第3条の3の届出に係る受理通知書の交付について、議案書12ページに記載のとおり、3件の届出を受理いたしました。なお、あっせんの希望はありませんでした。

報告事項(2)、農地法第4条届出に係る受理通知書の交付について、議案書13ページから16ページに記載のとおり、9月中に19件の届出を受理いたしました。

報告事項(3)、農地法第5条届出に係る受理通知書の交付について、議案書17ページから22ページに記載のとおり、9月中に27件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項(1)から(3)の届出につきましては、農業委員会事務局規程第7条第1項第1号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

報告事項(4)、転用許可に伴う工事完了報告について、議案書23ページから24ページに記載のとおり、9件の報告書の提出がありました。事務局で現地調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに送付いたします。

報告事項(5)、農地の転用事実に関する照会について、議案書25ページに記載のとおり、2件を局長専決として回答いたしまし

議長

局長

た。

報告事項(6)、生産緑地地区における行為の制限の解除について、議案書26ページに記載のとおり、2件の行為の制限の解除がなされ、市長より通知がありましたので報告いたします。

以上でございます。

次に、事務連絡がございます。

議長

以上で、本日予定されました議案審議は終了いたします。(午後3時56分)

事務局

事務連絡 ———

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後3時58分第11回農業委員会総会の閉会を宣言した。